

1. モザンビーク独立系新聞 Verdade 紙の記事（2016 年 12 月 23 日）

「プロサバナが提供した米ドルのお陰で、ニアサ州、ナンプーラ州、ザンベジア州の市民社会組織は、マプトから『解放された』と表明」

Organizações da Sociedade Civil do Niassa, Nampula e Zambézia “libertam-se” de Maputo graças aos dólares do ProSavana

2017 年 1 月、以下のコメントが記事の最後に加筆・掲載された。

「この記事は、日本大使館によって組織された旅行の一貫で執筆された」

Este artigo foi escrito no âmbito de uma viagem organizada pela Embaixada do Japão



JICA、大使館の関係者の立ち会いの下、JICA 契約コンサルタント（アントニオ・ムトゥア氏）が「市民社会 MCSC 代表」としてインタビューに応じる様子が、記事の写真（左）でも確認できる。

なお、記事では、ムトゥア氏が JICA コンサルタントであること、この「プロサバナのお金（2200 万円相当）」が「JICA とムトゥア氏の団体のコンサルティング契約金であることは一切書かれていない。

同紙によると、これらの点はムトゥア氏からも JICA から説明がなかったという。

2. JICA 北岡理事長宛の緊急抗議・要請（2016 年 12 月 7 日）

緊急抗議・要請

JICA によるモザンビーク農民・市民社会来日者への弾圧の試みについて

【経緯】

私たち日本の市民・NGO は、2012 年 10 月 11 日に発表されたモザンビーク最大の小農運動（UNAC/全国農民連合）による「プロサバナ事業」への抗議声明を受けて、過去 4 年にわたり現地の農民運動や市民社会とともに、現地・文献・インタビュー調査に基づく政策提言活動に積極的に関わってきました。また、NGO・外務省定期協議会（政策協議会）の下で、外務省・JICA（国際協力機構）との定期協議の場を設け、これまで 18 回にわたる意見交換会を積み重ね、同事業の改善と記録の社会還元を務めています。

しかし、2013 年後半期より、同事業に異議を唱える現地の小農（組織）や市民に対するモザンビーク政府関係者の付きまとい・脅迫・威嚇・弾圧が常態・深刻化しました。また、JICA による情報開示と内部告発のリーク文書によって、JICA の資金提供によるモザンビーク小農運動や市民社会への

介入と分断・隔離工作（「コミュニケーション戦略」策定と実行、「市民社会対話メカニズム」の結成等）が次々に明るみになったため、事業に関わる三カ国（モザンビーク、ブラジル、日本）の市民社会として、抗議と要請を繰り返している状態です。

また、モザンビークでは、2013年に再燃した武力衝突が事業対象地でも発生し、1万人以上の難民が周辺国に流入する一方、2015年以降、現政権に批判的立場をとるジャーナリスト・学者・活動家の逮捕勾留・裁判・暗殺（未遂含む）が頻発するなど、人権侵害とガバナンスの悪化が顕著です。これを受けて、私たちは日本の市民社会は、日本政府・JICAに対し、現地の人びと、特にプロサバンナ事業に対して抗議の声をあげる人びとが置かれる危険な状況について共有し、命と安全を守るよう強く要請を行ってきました。

この11月、現地の状況を受けてモザンビークから農民組織のリーダー2名と市民社会組織メンバー1名を招聘しました。この中には、プロサバンナ事業へ反対の声を翻すよう、地方行政官に6時間にもわたる脅迫（投獄や告訴を示唆）を受けた農民も含まれていました。

【出来事】

そのような人権状況があるにもかかわらず、モザンビークから招聘した3人が登壇する参議院議員会館での院内集会（11/28）にモザンビーク農業省次官と元副大臣（プロサバンナ事業担当ⁱ）を出席させ、反論させる目的で、加藤宏 JICA 理事（2013年10月から現職、アフリカ担当）自らの判断で、国費を使ってこれらの政府高官を日本に招聘したことが明らかになりましたⁱⁱ。また、主催 NGO に相談もなく、駐日モザンビーク大使の出席が JICA との間で「アレンジ」されていたことも分かりましたⁱⁱⁱ。JICA は NGO 側の参加受付担当者に対して繰り返し参加に同意することを迫りました^{iv}。

なお、院内集会では、プロサバンナやその他の事業に関するモザンビーク政府や外国企業による人権侵害が話されることが事前告知され、直前の11月17日には JICA の関連事業によって深まる分断に抗議する3カ国市民社会の声明が北岡伸一 JICA 理事長宛に送付されています^v。これらを踏まえて、主催 NGO らは JICA に政府要人の招聘と参加要請を止めるよう再考を迫りましたが、11月26日には、広島大学で開催された国際開発学会において、モザンビークからの招聘者3人も発表した研究報告に、JICA 農業開発部の担当官が突然現れ、上記 NGO 担当者に「JICA 加藤理事が待っている」として個人面談が要請されました。同担当官は研究報告を聞くことなく終了後会場に再び現れ、面談を要請しました。

一連の出来事を受けて、私たちは NGO 側の代表者を面談に派遣し、加藤宏 JICA 理事から話を聞いた上で、強く抗議しました。週明けの院内集会では、JICA と外務省の担当者11名が参加する中、この問題を共有しました。また、モザンビークの農民からも、これまでの人権侵害と分断工作について、JICA に猛省を迫るとともに、すでに具体的な根拠（証拠）が文書の形である以上、これ以上の悪行を積み重ねないでほしいとの強い申し入れがなされました。

【緊急抗議・要請】

プロサバンナ事業は「三角協力」「南南協力」等と喧伝されてきましたが、上記「コミュニケーション戦略」の形成と実行から「市民社会対話メカニズム」の結成にいたる過去4年間の一連の市民社会への介入、分断・隔離工作に、ブラジルが関与した形跡はなく、日本の公的資金の供与と現地コンサルタント企業・NGO の契約といった積極的な関与なしには不可能であったことが、リーク文書を含む政府文書により明らかになっています。

その結果、プロサバンナ事業に対する抗議の声をあげる現地の小農や市民社会組織が排除・孤立させられ、現地政府関係者らによる脅迫・弾圧を受けています。そのことが3カ国市民社会により繰り返し訴えられるなかでの今回の JICA による政府高官招聘は、日本政府の、モザンビーク現地情勢ならびに人権状況に対する認識と理解の決定的な欠如を象徴する出来事でした。結果的に、私たちの抗議によりモザンビーク政府高官らの院内集会への参加は見送られました。しかしながら、もし実現していれば、農民たちへの威嚇と恫喝となったことは明らかです。JICA が率先して、国民の税金で、政府高官らを3名の来日のタイミングに合わせて来日させたことは断じて許されることではありません。

以上を受けて、プロサバンナ事業において、日本政府とりわけ JICA の責任が大きいものと考え、

日本の公的国際協力の実施機関としての JICA に対し、市民・納税者として、強く抗議するとともに、現地市民社会と協議の上、以下を緊急要請いたします。

1. 来日した農民・市民社会代表ら、そして現地の異議を唱える団体・農民・市民へのこれ以上の人権侵害や生命・財産の危険回避のための方策についての具体的な提案と実施。
2. 現地社会への介入と分断を深刻化させている「市民社会対話メカニズム」への資金提供の凍結。
3. 関連情報の即時・全面開示。

以上3点に対する回答を2016年12月20日（火）までに、まずは書面でご提出いただきたくお願いいたします。そこで具体的な対応・方策が見られない場合には、本抗議声明を広く公開させていただきます。

なお、JICAの資金提供による一連の市民社会の介入が明らかになり、3カ国市民社会がこれを抗議した2015年後半から現在までに、本事業の日本側責任部局のトップを務めてきた外務省国際協力局国別開発第三課課長・課長補佐、JICA アフリカ部長、アフリカ部参与、農村開発部次長、同部課長の全員が異動している状態にあります^{vi}。つまり、一連の活動を計画し関与した全員が責任を果たさないまま、一斉に異動する一方で、同事業は止まらないまま、現地で変わらず異議を唱え続けている人びとを危険な状態に追い込み、放置しています。

一方で、現地農民組織や市民社会組織によって繰り返し要請されてきた事業の緊急停止と抜本的見直しをしないまま、逆に公費をつぎ込んで「コミュニケーション戦略」を策定し、さらに現地市民社会に多額の資金を使って介入し、「賛成派」を作り出し、強行に事業を進めようとしてきた現実があります。このような国際協力の実施手法は、国連憲章に書かれた「国際協力」の基本的理念においても、外務省の開発協力大綱、JICA 環境社会配慮ガイドラインにも、さらには世界人権宣言、国際人権規約にも明確に反しております。上記要請と共に、「農業開発協力」として破綻したプロサバナ事業の緊急中止を、ここに強く申し入れます。

モザンビーク開発を考える市民の会、No! to landgrab, Japan、ATTAC Japan、アフリカ日本協議会（AJF）、日本国際ボランティアセンター（JVC）

3. JICA 北岡理事長宛の再抗議・要請（12月28日）

cc. 外務省 国際協力局長 山田滝雄様

【プロサバナ事業に関する再抗議・要請】 「緊急抗議・要請」に対する JICA 回答（12月20日付）を受けて

私たち、日本の5団体からの12月7日付「緊急抗議・要請」にFAXでご回答頂き、ありがとうございました。しかし、大変残念ながら、頂いたご回答は、「抗議・要請」に対する応答にならず、またモザンビークで悪化する状況の改善にまったく資するものとなっていません。このままでは、現地の農民らが直面する危機の回避が不可能と考え、ここに改めて抗議並びに要請を行わせていただきます。

プロサバナ事業に関する意見交換会や実施三カ国（モザンビーク・ブラジル・日本）の農民・市民社会組織からの声明などで、幾度もお伝えしてきましたように、モザンビークでは、同事業に反対や異議を唱える農民・市民への現地政府関係者の付きまとい（ストーキングに相当）や脅迫、弾圧などが2013年度下半期より激化し、否定しようのない人権侵害の事実が積み上がっています。これまで、JICA・外務省に対し、各事件の具体的な詳細を提出してきましたが（含：農業大臣が関与した複数事件）、これらの被害は認定されず、被害者への謝罪や保護などの救済措置が取られないまま現在に至ります。

JICAや外務省は、本来裨益を受けるべき事業地の農民が人権侵害を受けるという深刻な現実を軽視し、これを認めないまま、22億円もの資金を投じて事業を推進し、結果として事態を悪化させてきました。事業推進のため、市民社会に介入し反論を封じ込めようとする「コミュニケーション戦略」が、JICAの資金を受けて策定・実施されてきたことも最近明らかになっています^{vii}。JICAは、

これが発覚した後も、事業に抗議し続ける農民・市民社会組織メンバーの来日（本年 11 月）に合わせて、人権侵害の主体となってきた現地政府の高官（農業省元副大臣等）を日本に招聘し、農民らが登壇する院内集会に参加させるため画策しました。これは、JICA・外務省も認めているところです^{viii}。結果として、農民らが帰国後に危険に曝される可能性が生じたため、先の「緊急抗議・要請」の提出に至りました。

本来、ドナーたる JICA 及び外務省が取るべき対応は、援助事業が引き起こしてきた人権侵害の事実から目を逸らさず、これを真剣に受け止め、自らの責任から逃げることなく、農民たちの安全を保証し、かつ自由な意見表明を担保する環境を創造・維持するための具体的な方策を示すことです。しかし、11 月の上記「招聘事件」が示したのは、JICA が人権侵害を重視も予防もしないばかりか、積極的に事業地の農民と現地政府を対峙させようとした事実です。その点において、今回のご回答には、これまで繰り返し行われてきた人権侵害に関する JICA の「事実認識」と「責任主体としての自覚」が決定的に欠けていると言わざるを得ません。このままでは、さらなる被害を予防できず、事業成功の前提としてご回答に挙げられた「丁寧な対話」や「より開かれた対話」など成り立たないことは明らかです。ご回答からはそのことへの理解がまったく感じられず、驚きと共に大いなる失望、そして疑問を禁じ得ません。

12 月 15 日には、外務省の呼びかけにより、山田国際協力局長と「緊急抗議・要請」署名団体の一部が会合を持ちました。その際、局長は、ODA 事業における現地の人びととの信頼関係と反論の声を受け止めることの重要性に触れられました。私たちはこれを、自由に発言できる環境を整え、実施・調整を預かる組織の公平性を担保し、対話・協議に必要なすべての情報を事前開示するというすでに国際的に広く認められた原則を踏まえた卓見であると受け止めました。また、現地の農民が抱える危機感を共有できたものと理解しました。これらのご理解に心より感謝を申し上げたいと思います。しかし、今回頂いたご回答のまま、つまり JICA・外務省の責任の所在や具体的な方策が何一つ示されないままでは、農民たちの危機は防げないばかりか、現地の状況のさらなる悪化は不可避です。

以上から、私たち日本の 5 団体は、JICA と日本政府に対し、先の抗議・要請書でお伝えした要請の一つ一つに対し、改めて具体的な回答を要請致します。

1. 来日した農民・市民社会代表、そして現地で異議を唱える団体・農民・市民に対するこれ以上の人権侵害や生命・財産の危険回避のための方策についての具体的な提案と実施。
2. JICA の資金で結成・維持され、現地社会への介入と分断を深刻化させている「市民社会対話メカニズム」への資金提供の凍結。
3. 関連情報の即時・全面開示（JICA がコンサルタントとして契約する Solidariedade Moçambique への契約金 2,200 万円の使途内訳、インセプションレポートの全面開示）。
なお、新たな情報を受けて、次の要請を追加いたします。
4. JICA から Solidariedade Moçambique への業務指示書で明らかになった「3 州で 3,000 人を対象としたフィールドワーク」の中止。

なお、上記 4. の「フィールドワーク」は、これまで JICA・外務省により公的には「コミュニティ公聴会」と喧伝されてきたものでした^{ix}。これが、実際には JICA の契約コンサルタントがプロサバンのマスタープランを最終化するにあたって実施する「フィールドワーク」であると判明した以上、これをご回答に示された「一層真摯に耳を傾け」「より開かれた対話」とすることは不可能であり、公共事業への政府側の責任放棄に他なりません。さらに公金を投じることは税金の無駄と不透明性の増長に直結します。また、政府側は、JICA 資金によって作られた「市民社会対話メカニズム (MCSC-CN)」を「市民社会のもの」と主張してきましたが、JICA と Solidariedade Moçambique 間の契約書により、後者の契約署名者が^x、同「メカニズム」のコーディネーターと同一人物であったことが発覚しました^{xi}。この人物は、内外で繰り返しプロサバンナ事業推進を唱え、反対する農民・市民の批判やそれを支援する団体への働きかけを行ったことが JICA の会議録でも記されており^{xii}、対話に不可欠な公平性の原則に反しています。

公平性を欠き、現地市民社会に介入し分断を招いてきた JICA による ODA 予算の使用のあり方は、上述の「コミュニケーション戦略」に関わる一連の計画・活動にも明確です^{xiii}。JICA の資金で現地コンサルタント CV&A 社が策定した『コミュニケーション戦略書』（2013 年 8 月）は、今日 1 日、

山田局長が「このような酷い内容の文書が政府のものということはありません」(NGO・外務省定期協議会/ ODA 政策協議会)と述べるほどの内容で、市民社会の信用低下や分断の手法が詳しく記されています^{xiv}。しかし、JICA は CV&A 社と三度目の契約を 2014 年 6 月に交わし、戦略実行を着手させました。

以上の事実関係を踏まえ、JICA 並びに外務省は責任ある主体との自覚と認識に立ったご回答を、2017 年 1 月 17 日までをお願いいたします^{xv}。

モザンビーク開発を考える市民の会、No! to landgrab, Japan、ATTAC Japan、アフリカ日本協議会 (AJF)、日本国際ボランティアセンター (JVC)

4. モザンビーク市民社会組織から JICA 北岡理事長宛「公開書簡」 **(2017 年 2 月 13 日、日本語訳)**

要件：プロサバンナにおけるモザンビーク社会に対する JICA の活動に対する抗議

マブート、2017 年 2 月 13 日

本状は、「プロサバンナにノー」を表明する農民と市民社会組織として、JICA に宛てた最初の書簡です。

これまで起きたすべての出来事、そして「プロサバンナにノー キャンペーン」によって集められた一次資料の数々は、プロサバンナ事業における JICA の社会介入を明白な形で示しています。その介入とは、資金によるもの、職員によるもの、あるいは契約したコンサルタントによるものがありますが、いずれのものであろうとも、次のネガティブな影響を社会にもたらしました。つまり、人権侵害、小農らの土地への権利と食料安全保障の侵害、地域の小農固有の暮らしへの介入、そして何よりもモザンビーク市民社会の独立を奪い、社会内部に分裂を作り出した点です。

これらの介入は、JICA 自身の「環境社会配慮ガイドライン」と「コンプライアンス・ポリシー」に反するばかりか、日本が締結国となっている「国連憲章」、「国際人権規約 (市民的・政治的権利に関する国際規約)」、日本の「開発協力大綱」、そして「モザンビーク共和国憲法」にも違反しています。

これまで、プロサバンナ事業に関する鍵となる活動は極めて秘密裏に行われてきました。そこで、「プロサバンナにノー キャンペーン」に集う市民社会組織は、繰り返しプロサバンナ事業に関する情報公開の要請を行ってきましたが、これらの願いは報いられることはありませんでした。「プロサバンナにノー キャンペーン」として、独自に一連の部外秘文書を入手した結果、明らかになったことは、JICA による受け入れ難い数々の活動の事実でした。

これら明らかになった事実は、以上のガイドラインや法に示され、JICA の活動を本来的に規制しているはずの原則、規範、価値に違反しているばかりか、プロサバンナに関わる 3 カ国の国民をも裏切っています。さらには、アカウントビリティの履行を含むプロサバンナ事業のすべてのプロセスにおける JICA の活動が、不公正で、不透明で、無責任なものであったことを示しています。

本書簡では、次の点を表明するものです。

- プロサバンナ事業が、初期のころから採用してきた手法に対する「プロサバンナにノー キャンペーン」としてのポジション
- JICA がモザンビークで活動する際に遵守しなければならない原則と規範、国際協力の理念の違反に対する非難
- JICA が、この件でモザンビークの市民社会組織に対して犯してきたすべての行為の拒絶
- JICA への「プロサバンナにノー キャンペーン」からの要求

これまで、JICA は、モザンビークに「開発」あるいは「支援」だけを持ち込んできたわけではあり

ませんでした。JICAの活動自体が、以上に記された自身が守るべき諸原則に懸念を与えてきた事実があります。これには、「Do No Harm」の原則も含まれます。JICAの一連の活動は、自身の文書が明示するように、モザンビークにおける公正、民主的、透明で責任のあるガバナンスに困難な状況を作り出しています。

ここで強調しておきたいのは、「プロサバンナにノー キャンペーン」は、共和国憲法の価値を推進し、これを擁護することに貢献してきたことです。憲法の中でも、とりわけ重視してきたのが、国家が尊重すべき点としての民主的な権利、平和の文化、社会正義、言論の多元的主義の尊重、人権の尊重、主権の擁護、その他第11条に掲げられた「基本的な目的」に示されている価値です。

【JICAの「社会環境配慮ガイドライン」】

同ガイドラインには次のように書かれています。

【1.1 理念】…ODAの実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。

- 日本のODAを担うJICAが、開発途上国での「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要です。したがって、JICAは、社会や環境に害悪をもたらさないように配慮し、尊重する形で、すべての国際的な道具立てや制度枠組みを整備する必要があると、ガイドラインは明記しています(1.1; 1.4; 2.5; e 2.8)。
- この文脈において、人権に関する要件、そして民主的なガバナンスの原則とコンプライアンス、環境社会配慮のための対策は、JICAのODA事業に関心を寄せる幅広いグループの「意味のある参加」を保証するものでなくてはならず、かつ意思決定プロセスの透明性を不可欠とするとともに、情報の公開のための努力を必要とします。また、ガイドラインは、事業に従事する諸政府が、アカウンタビリティの履行に責任を有することを明記しています(1.1; 1.4; 2.1; 2.3; 2.4; 2.5; e 2.6)。

【JICAが関与した法令・ガイドライン違反への抗議】

「キャンペーン」が独自に入手した一連の文書から、ProSAVANA-PD（プロサバンナ・マスタープラン策定支援プロジェクト）の一環として、少なくとも四つのサブ・プロジェクトの存在が明らかになりました。JICAは、以下のサブ・プロジェクトを計画し、資金拠出を行い、モザンビーク社会への介入強化を行っています。

- a. コミュニケーション戦略定義プロジェクト
- b. コミュニケーション戦略実行プロジェクト
- c. ステークホルダー関与プロジェクト
- d. マスタープラン見直しプロジェクト

ここで指摘しておきたいのは、上記の冒頭三つのプロジェクトは、市民社会の知らないところで立案され、知らないままに実施されていたということです。

以下に記す事実関係は、JICA自身の文書によって明らかになったものであり、またモザンビーク共和国憲法上の規範、国際法やJICAガイドラインによって保証されている諸権利を記す諸原則に、JICAが明確に違反していることを如実に示しています。

- a. モザンビークのコンサルタント企業（CV&A社）に対するJICAの業務指示書（TOR）によると、「各ステークホルダーへのアクションと介入計画」の策定が明確な形で指示されます^{xvi}。そして、この契約を通じて、2013年9月に、「プロサバンナ事業のためのコミュニケーション戦略」が、JICAによって『戦略書』として完成されました^{xvii}。
- b. この『戦略書』には、モザンビーク市民社会の「価値を低めること」、また市民社会の「重要性を弱めること」についての指示が書き込まれていました^{xviii}。
- c. JICAは、この『戦略書』を実施に移すため、再度の契約をCV&A社と締結しましたが、これは特定随意契約によるものでした。
- d. それにもかかわらず、プロサバンナに反対するキャンペーンが継続することを受けて、次にJICAが着手したことは、地元の別のコンサルタント企業（MAJOL社）と契約することでした^{xix}。JICAは、MAJOL社に、プロサバンナ事業に抗議するモザンビークの市民社会組織

それぞれの、同事業におけるポジションと利害関係、そして（周囲への）影響力の強弱の調査を行わせています^{xx}。その上で、団体と個人を特定し、「助言委員会」を「唯一の政府と市民社会の間の対話プラットフォーム/メカニズム」として構築しようとしてきました^{xxi}。この結果、MAJOL 社の JICA に対するコンサルティング契約中の 2016 年 2 月に、MCSC-CN は結成されることになりました。

- e. JICA と MAJOL の間で取り交わされた契約の業務指示書によると、この調査を通じてプロサバンナ事業に賛同しようと特定され、モザンビーク農業食料安全保障省（MASA）とプロサバンナ本部（ProSAVANA-HQ）によって許可された団体と個人が、この「対話メカニズム」の準備会合に招待されると定められていました^{xxii}。
- f. MCSC-CN の結成から時間が経過した後、「プロサバンナにノー キャンペーン」は、再び、MAJOL 社から JICA に提出された各種レポートを独自に入手しました^{xxiii}。それらのレポートからは、次のような目的のために、JICA が MAJOL 社との契約を準備したことが明らかになりました。つまり、モザンビークの市民社会、特に北部の市民社会への介入、これらの市民社会の間に分裂を生み出し強化すること、プロサバンナ事業に反対する者を孤立させることです。
- g. この結果として、JICA は、モザンビーク市民社会を分断することに成功してしまいました。

これまでこれらの事実について、声明などの公的な形で強く非難してきました。しかしながら、これらの非難に JICA は応えようとしなかったばかりか、さらにモザンビーク市民社会の中心部への有害なる介入を強化する結果となりました。

【JICA によるモザンビーク NGO/市民社会の代表者とのコンサルタント契約】

JICA によるこの NGO との契約は、モザンビーク市民社会への介入の継続を露にする結果となりました。

- 2016 年 10 月末、JICA が、ナンブーラに本部を置くモザンビーク NGO（Solidariedade Moçambique、ソリダリエダーデ・モザンビーク）とコンサルタント契約を結んだことが明らかになりました。JICA が、ソリダリエダーデに対して「コンサルティング・サービスを提供」させ、その対価として巨額の資金、つまり 206,139.75 米ドル（2200 万円）を直接投入することが発覚したのです^{xxiv}。
- MAJOL 社との契約に飽き足らず、もう一つの、しかしより直接的で巧みに操作された介入について非難された JICA は、この契約が「プロサバンナのマスタープランの見直し」に関するもので、「自由で公正なる競争」に基づくものであると自己弁護しました。
- 昨年末、「プロサバンナにノー キャンペーン」は、ソリダリエダーデ・モザンビークと JICA との契約が、同 NGO のエグゼクティブ・ディレクターであるアントニオ・ムトゥア氏によって署名されたものであったことを知りました^{xxv}。なお、ムトゥア氏は、上記 MCSC-CN のコーディネイターですが、ナンブーラ州市民社会プラットフォーム（PPOSC-N）の副代表として、JICA と MAJOL 社による同メカニズム（MCSC-CN）の構築に多大な役割を果たした人物です。
- 「キャンペーン」が入手した文書、そして MCSC-CN が発表したプレスリリースからは、ムトゥア氏がプロサバンナ事業のプロモーションに積極的に関わってきたことが明らかです。しかし、そればかりではありませんでした。ムトゥア氏が、「プロサバンナにノー キャンペーン」を侮蔑し、信用を貶めるための対抗キャンペーンを、各州のレベル、首都マプト、ブラジルで行ったこと、そしてこれに JICA のモザンビーク事務所および農業食料安全保障省が関わったことも、これらの文書によって明らかにされています^{xxvi}。なお、ムトゥア氏の上記の一連の行動は、JICA によって一般入札が行われる（2016 年 8 月）前の出来事でした。
- 例えば、2016 年 6 月、JICA は 370 万円をムトゥア氏が率いる MCSC-CN に供与し、「プロサバンナ対象郡のマッピング」を行わせています。この活動の真の目的は、プロサバンナ事業と MCSC-CN の結成への反対が地元農民の間で根強いナンブーラ州において、MCSC-CN を受容させる（「その目的と連合する」）ことを促進し、地元コミュニティを「プロサバンナにノー キャンペーン」に敵対させることでした^{xxvii}。

以上の事実は、国際協力のために日本の納税者が JICA に託した公的資金が、不公正にそして不透明に使われたことを明らかにしています。この契約に対して、2016 年 11 月、そして 12 月にも、3 カ国（モザンビーク、ブラジル、日本）の市民社会は繰り返し反対を表明してきました^{xxviii}。さら

には、ナンブーラ州の小農リーダーらを含む「プロサバンナにノー キャンペーン」の訪日派遣団が、2016年11月28日の東京での院内集会で、JICAと外務省に対し、改めて抗議を表明したにもかかわらず、次のようなことが起こりました。

- JICAは、日本の納税者やその他のカウンターパートを無視したばかりか、市民社会のさらなる分裂を促進するために、11月中に契約金の20%（440万円）をムトゥア氏の団体に送金しています。
- これらの事態を受けて、日本のNGOらは、2016年12月半ば、外務省を訪問し、同省のプロサバンナを管轄する（国際協力局）局長と会合を持ちました。そこで、局長は、JICAによって促進されている「コミュニケーション戦略」に大変懸念しているとの見解を共有し、さらにムトゥア氏/ソリダリエダーデとの契約を凍結する意向を説明しました。
- しかし、JICAはこれら（3カ国の市民社会や外務省局長）の抗議や批判も無視し、契約に示された仕事を前進させるべく、被契約者への指示を続行させました。その「仕事」とは、JICAからのムトゥア氏/ソリダリエダーデへの指示書に明記されている通り、「フィールドワーク」の実施でした。ただし、JICAは自身でこう明記しながら、一方で公的には「市民社会主導で行われるコミュニティ・コンサルテーション」と主張しています。しかし、上記の関連法が明確に示す通り、このような形で行われる会合を、「コミュニティ・コンサルテーション」と呼ぶことは適切さを欠いています。
- この「フィールドワーク」の方法論は、「コンサルタント・サービスの提供」の第一段階として、インセプション・レポートの形で、すでにムトゥア氏/ソリダリエダーデからJICAに提案されています。この事実自体が、いかに間違ったプロセスであることを示していると考えます。
- また、JICAは、インセプション・レポートに示されたTORやこれらの方法論に関する情報を直ちに共有すると日本の市民社会に約束したにもかかわらず、その後、これは3月末、つまり「フィールドワーク」が終わった後になるとの通告があったと説明しています。
- なお、JICAが主張するところの「コミュニティ・コンサルテーション」は、205カ所で、2017年2月27日から3月7日まで開催することが告知されていますが、これはコンサルテーションの主たる対象となる小農が畑での作業に最も忙しい時期です。
- つまり、この所謂「コミュニティ・コンサルテーション」は、JICAによる繰り返しの介入の以前に存在していたモザンビーク社会内、とりわけナンブーラ州内の社会におけるハーモニーと協働の環境を取り戻そうとする努力に幾ばくかの機会すら与えないまま、今まさに強行されようとしているのです。

【JICAと日本政府のモザンビーク・メディアへの介入】

- 12月23日、「プロサバンナの米ドルのお陰で、ニアサ・ナンブーラ・ザンベジア州の市民社会組織はマプートから『解放される』」との題の記事が、最も尊敬される独立新聞の一つであった@Verdade紙に掲載されました^{xxix}。
- この記事について、「プロサバンナにノー キャンペーン」として分析を行っている最中の1月、突然@Verdade紙の当該記事に、次のような加筆が現れました。「この記事は、日本大使館によって組織化された旅行の一環として執筆された」。
- この記事では、JICAの契約者であるムトゥア氏が、MCSC-CNのコーディネイターとして繰り返し現れ、プロサバンナを賞賛し、事実に基づかない形で「プロサバンナにノー キャンペーン」を攻撃しています。しかしながら、ムトゥア氏は、自身がJICAの被契約者としてサービスを提供している事実を紹介しないばかりか、虚偽の情報を拡散しました。それは、JICAによって提供された206,000.00米ドル（2,200万円）が「MCSC-CNのためのものである」という虚偽の情報です。これらの真実かつ重要な情報が提供されていたとすれば、同紙はこのような形の記事を掲載しなかったと考えます。
- 実際、206,000.00米ドルは、確かに「MCSC-CNのためのもの」ではなく、ムトゥア氏とソリダリエダーデ・モザンビークがJICAに対して提供するコンサルタント・サービスの「報酬」がその6割を占めています。
- しかし、これらの事実は、ムトゥア氏によって@Verdade紙のジャーナリストに提供されなかったばかりか、同席したJICAの日本人コンサルタントによっても伝えられませんでした。
- その結果、「MCSC-CNのための206,000.00米ドル」が「マプートからの解放」のためだというプロパガンダが、@Verdade紙によって拡散される結果となりました。

- JICA は、それが日本においてであろうと、モザンビークにおいてであろうと、あるいはモザンビーク人のコンサルタントによるものでであろうと、自身のコンプライアンス・ポリシーに違反し続けています。そして、過去において協働してきたモザンビーク市民社会組織の間に分裂と不信感を植え付ける結果となりました。
- 最後に、しかし重要な点として、次の点を指摘したいと思います。このような「メディア戦略」は『プロサバンナ：コミュニケーション戦略書』によって提案されていたということです。そして、今まさに「逆コースを実現する」ための活動が、他の市民社会組織に対して、JICA によって NGO である被契約者が利用される形で、共謀されています^{xxx}。

以上の事実は、JICA がどのような手法でモザンビーク社会に対する直接的介入を主導し、関与してきたかを如実に示しています。特に、重要な点としては、JICA の技術協力案件である ProSAVANA-PD の下で立ち上げられたサブ・プロジェクトによる計画、資金投入、実施、管理指導によって、これらの介入はなされてきた点です。

JICA によるこれらの活動が、モザンビーク社会にネガティブで深刻な影響を与えており、JICA の環境社会配慮ガイドライン、国連憲章、国際法、モザンビーク共和国憲法の諸原則に違反していることは言うまでもありません。

【「プロサバンナにノー キャンペーン」による要求】

- JICA によるプロサバンナへのすべての活動の即時中止。この理由は、上記に明記している通りです。
- プロサバンナにおける JICA の一連の活動に関する検証のための、独立委員会の設置などの早急なる対応。この中には、過去において侵してきた過ちの認識、被害者やモザンビーク社会に対して起こされてきた被害の回復が含まれます。その際には、自身のコンプライアンス・ポリシーに明示されている JICA が持つべき規範、原則に基づかなければなりません。

さらに、「プロサバンナにノー キャンペーン」は、現在 JICA に進められていることが発覚した不正やその他の憂慮すべき活動を踏まえ、次の点を要請します。

1. JICA とソリダリエダーデとの間の契約に関わるすべての文書の公開。これには、インセプション・レポートが含まれます。
2. 当該契約のプロセスと契約そのものに関する独立した審査会の設置。
3. ソリダリエダーデとの契約の凍結。その理由は上述の通りです。
4. 「フィールドワーク」(JICA が主張するところの「コミュニティ・コンサルテーション」) のキャンセル。
5. モザンビーク共和国憲法、その他の国際的に適応されるべきすべての法律やガイドラインに形づくられた規範や原則の遵守と厳密な適応。

以上、現在の緊急なる状況を踏まえ、本書簡の回答を 2017 年 2 月 24 日までに返答することを、JICA に対して要請します。なお、この要請は、JICA ガイドライン「1.4. 基本方針」に示された、(重要事項 3)「JICA は協力事業の実施において、説明責任と透明性を確保する」、(重要事項 4)「JICA は…ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する」、(重要事項 5)「情報公開を行う」に基づいてなされています。

最後に、「プロサバンナにノー キャンペーン」に集い連帯する人びとは、不平等、環境・社会・経済・政治における不正義、人権の擁護、土地・水・森林・空気・財・文化遺産・共通の歴史へのアクセスとコントロールに関わる諸権利の擁護に尽力し続けることをここに宣言します。さらに、我々は、モザンビーク共和国憲法第 81 条、つまり「民衆の抵抗に関する権利」を踏まえ、「プロサバンナにノー キャンペーン」として、「プロサバンナ事業へのノー」を強く宣言します。最後に、国内外のすべての社会運動、とりわけ人権の擁護に関わる運動に対し、プロサバンナ事業に対して、共に抵抗し闘い続けることを呼びかけます。

署名団体:

ADECRU (農村コミュニティ開発のためのアカデミック・アクション)、カトリック教会・ナンブーラ大司教区「正義と平和委員会」(CAJUPANA)、カトリック教会・ナカラ司教区「正義と平和委員会」(CDJPN)、女性フォーラム / 世界女性マーチ、Justiça Ambiental (JA!環境正義) / FOE Mozambique 人権リーグ、Livanningo (環境NGO)、UNAC (全国農民連合)

5. 「公開書簡」に対する JICA 理事長宛の賛同レター (2017 年 2 月 20 日)

要件：モザンビーク市民社会による JICA 宛公開書簡 (「プロサバンナ事業におけるモザンビーク社会への JICA の活動に対する抗議」) への賛同レター

私たち、ブラジル、日本、世界の市民社会組織は、モザンビーク市民社会組織より、2017 年 2 月 17 日付で、理事長宛の「公開書簡」が送られたと知りました。

私たちは、2009 年に調印されたプロサバンナ事業 (日本・ブラジル・モザンビークの三角協力による熱帯アフリカサバンナ農業開発プログラム) が、このような事態に至ったことについて大変残念に思います。

モザンビーク市民社会による「公開書簡」によって、JICA の資金、ODA 事業 (特に、ProSAVANA-PD マスタープラン策定支援プロジェクト)、スタッフ、そして日本人・モザンビーク人のコンサルタントが、見えないところで行ってきた数々の行動について知る機会を持ちました。その結果として、モザンビーク社会にどのような形で深刻なダメージを及ぼしてきたのかについても知りました。そして、これらの行動が、とりわけプロサバンナ事業の中核地である一方、地元小農らの反対が根強いナンブーラ州において、地元社会をどのように傷つけてきたかも理解しました。

また、「公開書簡」は、数々の具体的な事例について取り上げ、プロサバンナ事業の問題において、JICA が中心的に果たしてきた役割を、JICA 自身の公的文書に基づき、根拠をもって明確に指摘しています。その上で、「公開書簡」は、JICA が、自身の環境社会配慮ガイドライン並びにコンプライアンス・ポリシーに違反しているばかりでなく、国連憲章、国際人権法、そしてモザンビーク共和国憲法にも違反していると述べています。

私たちは、この「公開書簡」とモザンビークの市民社会組織とのやり取りを通して、モザンビーク憲法に記された価値と権利が、モザンビーク社会と人びとにとって、どれほど重要なものであるかを学びました。その価値と権利とは、人びとの主権、平和で調和のとれたしかし多元的な社会、民主的で透明で責任あるガバナンス、そして人びとの抵抗する権利です。私たちは、これらの価値と権利が、モザンビークの人びとによる長年にわたる植民地解放闘争と独立後の長引いた武力紛争の果てに、憲法に書き込まれたことも知りました。

以上の点から、私たちは JICA に対し、「公開書簡」に示されたモザンビーク市民社会組織による願いと要求・要請に、JICA として真摯に応えることを強く求めます。

署名団体

【日本】18 団体

日本国際ボランティアセンター、アフリカ日本協議会、No! to landgrab, Japan、ATTAC Japan、モザンビーク開発を考える市民の会、NPO 法人 AM ネット、NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」、北海道 NGO ネットワーク協議会、TPP を考える市民の会、ODA 改革ネットワーク、アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム、特定非営利活動法人 APLA、ODA 改革ネットワーク関西、認定 NPO 法人 WE21 ジャパン・ほどがや、認定 NPO 法人 WE21 ジャパン・ひらつか、特定非営利活動法人 WE21 ジャパン、FoE Japan、むらまちネット

【ブラジル】32 団体

【国際】3 団体

【その他】2 団体

6. JICA 理事長宛公開質問 (2017 年 4 月 26 日)

cc. 外務省国際協力局長 山田滝雄様

プロサバンナ事業における JICA による社会介入関与の継続可能性について

平素より NGO の活動へのご理解とご協力を承りましてありがとうございます。先月より問題化している「ワークショップ問題」について、【背景】、【問題】、【説明の矛盾】【結論】 【質問】の順で整理いたしました。ご確認の上、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

【背景】

プロサバンナ事業のマスタープランに関する「コミュニティ・コンサルテーション」は、NGO による要請を受けて、外務省山田局長のご英断で延期され(2 月 28 日)、現地市民社会並びに農村社会における分断状況の悪化が、一先ず回避されることとなりました。他方、12 月 15 日の面談時に、局長も問題意識を共有され、凍結の方向で調整中と話された JICA と「現地 NGO・SOLIDARIEDADE」との契約(「マスタープランの見直し事業」)は、解消されないままでした。

声明等で述べてきた通り、この契約は、JICA による現地社会への直接介入に他ならず、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に違反しています。さらに、すでにファックスでも指摘させて頂きました通り、「官製談合」ともいふべき事前協議が、契約署名者の JICA 須藤勝義所長と SOLIDARIEDADE の執行役員アントニオ・ムトゥア氏の間で行われていたことが会議録により明らかになっており、「調達不正(契約の公正性・透明性・競争性に違反)」に相当すると考えます。また、ムトゥア氏は、同じ市民社会の団体や個人に対してネガティブキャンペーンというべき言動を繰り返してきたことから、独立行政法人の公共事業の契約者に要求される「高い透明性と公平性」と「高い倫理観」(JICA 行動指針)にも明確に反しています。

2017 年 2 月 17 日には、モザンビークの小農・教会・女性・人権・環境 8 団体(「プロサバンナにノー! キャンペーン」)より、「公開書簡:モザンビーク社会への JICA の活動に対する抗議文」が理事長宛に提出されました。3 月 6 日には、JICA 名で下記の回答が送付されています。

「JICA がその事業実施にあたり、裨益国の法律や国際的な規則・規範、各種ガイドライン等を遵守することは当然のことであり、プロサバンナ事業も例外ではありません。... 委託契約も、法や規則、ガイドラインに則って結んでおり、ご指摘の契約についても、公正な選考プロセスを経て選定された委託先との契約です。... JICA としては批判的なご意見も含めて幅広い皆様のご意見を拝聴し、建設的な議論を通してより多くの皆様の声をプロサバンナ事業に反映させたいと考えております。... ぜひとも皆様と直接意見交換を行う機会をできるだけ早期に設けたいと考えております」。

【ワークショップ問題】

この数日後(3 月 10 日)、「マスタープラン見直しの進捗」に関する「ワークショップ」が、JICA を含む 3 カ国関係者を招待し、3 月 14 日に首都マプトで開催されることが発覚しました。主催は、JICA の支援により結成された「ナカラ回廊市民社会調整メカニズム(MCSC)」ですが、そのコーディネーターを上述の JICA 契約者ムトゥア氏が務めており、NGO が入手した式次第(添付資料)や現地情報(後述)からも、「ワークショップ」が同氏主導で準備・開催されたことは明らかです i。

式次第には、開催の目的として「2. メカニズムのパートナー(農業省・JICA・ABC)との関係評価」、「3. マスタープランの見直しにおける『プロサバンナにノー キャンペーン』に参加する諸団体を含めたすべての関係者の『関与』度の評価」が掲げられています。第三議題では、「キャンペーン」の分断と取り込みを意図した「評価」・分析・計画が予定されていました ii。

MCSC は北部 3 州の団体で構成されていると強調されてきましたが、「ワークショップ」はわざわざ首都で開催され、主要議題に「キャンペーン」に関する諸点が掲げられているにもかかわらず、首

都所在のキャンペーン団体には、一切の告知や招待はなされませんでした。

これを受けて、日本の NGO は、社会介入・分断活動が継続していると考え、3月11日に外務省国際協力局国別三課を通じて、JICA に対して抗議と中止申し入れ、そして情報照会を行いました。

【外務省を通じた JICA の説明】

当初、JICA からは、外務省を通じ(3月13日)、41)「MCSC 構成団体及び協力関係にある団体間での内輪の話し合いを目的とする MCSC 内部の自主的な活動」、42)「コミュニティ・コンサルテーションとは目的を異にする」、43)「広く声掛け」との説明がなされました。また、44)「コンサルテーションの延期期間中にこうした機会を設けることについては、懸念のとおり誤解を生じ得るという観点から、JICA から農業省に対し本件のこのタイミングでの開催について延期を促したが、関係者からは MCSC の自主的な話し合いであり、延期は困難との反応」との連絡がありました iii。

これらの説明は、それ自体が矛盾するとともに、式次第に示される情報との乖離が大きいため、より具体的な情報照会を行いました(同日)。その結果、3月31日と4月12日によりやく追加の回答が行われるとともに、4月4日と4月21日に石橋通宏議員に対し、次の説明がなされたことが分かりました。

1. 「MCSC が 3 月 14 日に内輪の会合を開催する可能性があることについては、農業省から JICA 現地事務所事前に共有。JICA 事務所から JICA 本部及び現地大使館、そして外務省に共有」

* 【4/12 回答】「農業省」ではなく「プロサバンナ本部」からの情報であった。

2. 「少人数の内輪の会議と認識していた。詳細なる情報に接したのは日本 NGO からのメール」

* 【4/12 回答】「内輪の会議」が首都で開催される理由は「MCSC が決めたから」。

* 【4/12 回答】JICA 事務所も知らず、招待状も受けとっていなかった。

* 【4/12 未回答】「会合の準備・実施において JICA 事務所は一切の相談に乗っていないのか?」

* 【4/21 石橋議員への書面回答】3月9日の時点で JICA 現地事務所は会議の式次第を受け取っていたと判明。

3. 「JICA から農業省に対し延期を促したが、本件は MCSC の内輪の話し合いであり延期させることは困難との結論であり、その意志は固く、それ以上の対応をとることは困難との判断に至った」

* 【4/12 回答】JICA 事務所から「プロサバンナ本部」に対しての申し入れ。

* 【4/12 回答】JICA 事務所は、ムトゥア氏・SOLIDARIEDADE に延期申し入れせず。理由は、SOLIDARIEDADE ではなく MCSC の会議だから。【石橋議員への回答】契約と関係ないから。

* 【4/12 回答】MCSC にも延期申し入れをしなかった理由は、「会合を延期させることは困難との農業省の意見を踏まえ、それ以上の対応を取ることは困難と判断されたため」。

4. 「内輪の会合であり、コンサルテーションとは目的も位置づけも明確に異なり、JICA と Solidariedade との契約内に含まれていないため、(費用は)この契約金と別途支出されたと承知」

* 【4/4 石橋議員への回答】開催(移動)費(70万)については、ムトゥア氏から支援の要請があったため、JICA 事務所の在外事業強化費から「MCSC 内部打合せ費」として支出した。

* 【4/21 石橋議員への書面回答】移動費だけではなく、すべて使われていたことが判明。3月10日にはすでに一部資金が支払われていた iv。

5. 「MCSC の主要構成組織及び傘下団体等の 17 名という限られた出席者による内輪の会合であった」

* 【4/12 回答】モザンビーク農業省とブラジル大使館も参加。

* 【4/21 石橋議員への書面回答】農業省、ブラジル大使館の参加は言及されない一方、11名の旅費を支給したとの説明。

【説明の矛盾】

当該「ワークショップ」の開催が明らかになってから 1 ヶ月以上が経過しますが、依然として全容は明らかではなく、かつ説明に矛盾が散見されます。特に、以下の点に矛盾が明らかです。

① 「MCSC の少人数の内輪」「内部の自主的な会議」とは言えない。

- ・ 式次第は「内輪の会議」を示しておらず、その矛盾は依然説明されていません。
- ・ 「開催場所は MCSC が決めた」とのことですが、MCSC が自費で負担できないにもかかわらず、70 万円以上もの資金をかけて、「内輪の会議」を首都で開催することを「自主的」かつ単独で決定し、実行したとする説明は、不自然です。17 名から政府関係者(農業省、ブラジル 大使館)を除くとマップートからの参加者は 2、3 名にすぎず、3 カ国政府と議論することが趣旨でなければ首都で開催する意味が見いだせません。
- ・ この点について、JICA 農村開発部の浅井誠課長は、石橋議員に対し、「北部 3 州(間)でも遠い」と反論したそうですが、これは数千キロ離れた首都で費用をかけて「内輪の会議」をする十分な理由になっていません。
- ・ 「MCSC の自主的な内輪の会議」と主張されながら、式次第に書かれていた通り、モザンビーク農業省やブラジル大使館など、日本以外のプロサバンナ関係国が参加しています v。
- ・ JICA 事務所は、会議の「主催者」であり「開催費を提供する」相手の MCSC やムトゥア氏 には延期の申し入れをせず、「MCSC の内輪の会議」と主張しながら、「農業省/プロサバンナ本部」にのみ働きかけをし、延期断念の理由を「農業省の意志が堅いため」としています。

② 「事前に JICA モザンビーク事務所は相談を受けず」との説明は虚偽だった。

- ・ 当初の説明を受けて、事前の相談・協議、予算見積もりなしに、JICA 事務所が資金提供を約束したり、実際に抛出するとは考えられず、もし、そのように杜撰な予算計画・執行がなされたのであれば、公的基金の支出のあり方として大いに問題と考えていました。
- ・ また、JICA 事務所の合意なしに、MCSC 関係者が自ら借金を覚悟の上で、「内輪の会議」を開催する・開催を決定したとは考えられませんでした。
- ・ ところが、4 月 21 日になり、石橋議員への書面回答からは、JICA モザンビーク事務所が 3 月 1 日の時点で当該会合の開催予定について把握していたばかりか、3 月 9 日時点で式次第を入手し、アジェンダを含めた開催内容を把握しており、その内容を承知した上で資金を要請の翌日には出していたことが判明しました。
- ・ つまり、4 月 4 日 および 3 月 31 日と 4 月 12 日の外務省からの回答で、議員と NGO は嘘をつかれていました。

③ 「農業省」と説明されてきたが、実際は JICA 事務所が参加する「プロサバンナ本部」が情報源・伝達先であり、JICA 事務所が何も知らず/関与せず、はあり得ない。

- ・ 当初、「MCSC の自主」と強調される一方で、会議の情報提供元も延期要請先も「農業省」だと主張されていました(その矛盾は上記で指摘しました)。しかし、追加質問によって、行為主体は「農業省」ではなく「プロサバンナ本部」であったことが明らかになりました。
- ・ 石橋議員事務所には現在でも「農業省」として説明されています。
- ・ 「三角協力事業」としてのプロサバンナらしく、同本部は、農業省だけでなく、JICA 事務所とブラジル大使館が参加し、三カ国が関与・運営をしています。つまり、JICA 事務所から JICA 事務所が参加するプロサバンナ本部に延長要請を行い、会議決行の意志が固いと答えているにすぎません。
- ・ なお、プロサバンナ本部の調整・事務は、JICA が雇用・派遣するスタッフが担当しています。今回についても、「JICA 事務所プロサバンナ担当官(横山浩士氏)」が「JICA 派遣スタッフ(エドゥアルド・コスタ氏)」から、「会議の情報」を得て、「延期要請」をし、「会議決行の回答」が寄せられた点について、4 月 13 日に齟齬があれば訂正を要請していますが、現在まで訂正は入っておりません。

④ 「会議」の調整役・主導者は、資金手配も含め JICA 契約者・SOLIDARIEDADE ムトゥア氏。

- ・ NGO 側への説明においては、「主催は MCSC」と強調され、直接的にムトゥア氏の会議の計画・準

備・調整・実施における主導的役割についての言及は避けられていますが、これは 4 月 4 日の浅井課長の石橋議員への「資金要請をしたのはムトゥア氏」との説明と矛盾します。

・ 式次第の中身と当日の議事のあり方から、会議の準備・開催において、JICA とコンサルタント契約を結ぶ SOLIDARIEDADE のムトゥア氏が主要な役割を果たしていたことは明らかです。

⑤ 「会議」は、JICA と SOLIDARIEDADE/ムトゥア氏とのコンサル契約と「無関係」ではない。

・ JICA と SOLIDARIEDADE の契約タイトルは「マスタープランの見直し」であり、式次第の中身はこれと合致しています。

・ 「会議」が「コミュニティ・コンサルテーションと異なる」ことをもって「契約外」と主張されていますが、「コンサルテーション」は「マスタープラン見直し」の一形態にすぎません。

・ また、「契約書に書かれていないから業務でない」との主張は、当該「コンサルテーション」が契約書には”Field Work”と書かれている点からも妥当ではありません。

・ 当時も現在も契約期間内の時期にあたり、ムトゥア氏には給与を含む報酬が支払われており、「契約と無関係」ということ自体が不自然、かつ問題です。

・ 上記の通り、ムトゥア氏が「会議」の調整を行い、主導していたことは明らかで、「MCSC 主催/内輪の会議」だから契約と無関係との主張もまた、正当性を欠きます。

・ JICA は、MCSC が SOLIDARIEDADE とのコンサルタント契約に無関係と主張する一方で、契約の「第一成果物」であるインセプション・レポートについて、MCSC の名前で出されたものを受けています。このレポートの提出をもって、JICA は SOLIDARIEDADE に 440 万円を支払っており(昨年 11 月)、MCSC が契約に無関係との主張は成り立ちません。

【NGO 側の調査による結果】

この「会議」に関する NGO 側の調査で、次のことが明らかになっています。

・ 会議には、MCSC の結成の不正を追求してきた「ナンプーラ州農民連合(UPCN)」、そして「プロサバンナにノー! キャンペーン」加盟団体である「カトリック教会平和と正義委員会」が、MCSC 加盟・傘下の団体でないにもかかわらず、招待されている。

・ UPCN が参加した理由は(教会は参加せず)、「コミュニティ・コンサルテーション」の準備過程で、プロサバンナに異議を唱える農民への弾圧が地域社会の中で実際に再び強まっており、「コンサルテーションの手法」について具体的な情報を得ないと、さらなる弾圧の回避ができないとの懸念があったため、情報収集のためにスタッフを派遣した。

・ ザンベジア州の農民は、個人宛に招待状が送られてきたために市民代表として参加しただけで、団体代表として参加していない。

・ 会議では、「コミュニティ・コンサルテーション」についての話も出た。しかし、ナンプーラ州のみならずニアサ州を含む州農民連合関係者らは、MCSC 結成にあたってのプロセスや分断の問題、その後の JICA と SOLIDARIEDADE の契約の問題を指摘し、市民社会同士の和解なしに実施はあり得ないと主張した。

・ ムトゥア氏より、「JICA(現地事務所)のプッシュが強くて困っている」との発言がなされた。

・ モザンビーク農業省とブラジル ABC は参加しているのに、JICA が参加していないことを参加者は疑問に感じた。

・ 会議において、MCSC は、JICA の指示が得られず、何をどうしていいかわからない状態にあると見受けられた。

【結論】

以上に記した情報を踏まえると、外務省経由で JICA が行っている説明には、矛盾だけではなく、虚偽の説明が含まれていました。

NGO が入手した式次第は真正であり、3 月 14 日には「MCSC の少人数の内輪の会議」ではなく、「プロサバンナ・マスタープラン見直し活動の評価等に関するワークショップ」―「プロサバンナにノー! キャンペーン」への介入と分断を意図した―話し合いが、が計画されていたといえます。

開催にあたっては、MCSC 主催ながら、JICA 契約コンサルタントの SOLIDARIEDADE・ムトゥア氏が、JICA から資金調達を含む準備・調整を行っていたこと、実際に JICA 事務所からは 70 万円を含む

全ての開催費が支援されたこと、JICA 事務所が参加する「プロサバンナ本部」経由で情報のやり取りがなされていたことも明らかになりました。

外務省が認める通り、このタイミングで、このような「ワークショップ/会議」が、JICA の資金援助を受けて開催される予定であったこと、実際に開催されたことは、深刻です。同時期に、JICA は、市民社会介入と分断に抗議する「公開書簡」を理事長宛に提出した「キャンペーン」に対して、公式回答でそのような行為をしていないと全面否定し「直接対話」を呼びかけておきながら、このような「ワークショップ」に関与していたことは、裏切り行為です。

「ワークショップの延期要請」で採られた JICA 事務所の行動は、真剣に延期を実現し深刻な事態を回避しようとの意志も責任意識も見られないものでした。つまり、JICA 事務所は、開催資金を要請してきたムトゥア氏に直接延期を要請する、移動費用の凍結によって延期を可能とするなどの行動を一切採らず、自らも参加する「プロサバンナ本部」に延期を要請しただけでした。

この「ワークショップ/会議」は、JICA と SOLIDARIEDADE とのコンサルタント契約と同様の名称を掲げており、JICA 契約者がこのような会議を計画・主導・関与していたこと、JICA が資金援助をしている点からも、JICA のコンプライアンスに明確に違反しています。

今回の一連の出来事もまた、JICA 並びにムトゥア氏が、同氏を「JICA コンサルタント」と「MCSC コーディネーター/SOLIDARIEDADE 執行役員」という政府側と市民社会側の二つの立場を、状況にあわせて都合よく使い分けている点から生じており、プロサバンナ事業の不透明性と不公正さ、不適切さと混乱を、さらに上書きしているといえます。つまり、これまで JICA は繰り返し「MCSC の自主性」を強調してきましたが、同メカニズムを JICA 契約者のムトゥア氏が仕切っている時点で、不公正さは免れない事態が続いています。そして、ムトゥア氏自身が「JICA からの圧力」を認めているように、契約関係において「下請け」の立場にあるムトゥア氏への JICA の影響力は明白であり、本来独立して活動がなされるべき現地 NGO や市民社会への介入状態は続いています。

【質問】

以上を踏まえ、JICA 理事長に質問します。

JICA 環境社会配慮ガイドライン(特に、「1.4 環境社会配慮の基本方針 重要事項 3 協力事業の実施において説明責任を果たす」)を踏まえ、5月2日までにご回答をお願いいたします。

1. 以上について、異なっている点があれば、具体的な根拠とともにお示し下さい。
2. 議員および NGO に対する説明における虚偽が明らかとなりました。
組織内統治についてのご見解と今後の対応をお教え下さい。
3. JICA コンプライアンスは、コンサルティング契約期間中の契約相手方(組織・個人)に
適応されていると考えますが、違っている場合、具体的にお教え下さい。
4. 今回を含む一連の出来事からは、「JICA モザンビーク事務所」のプロサバンナ事業への
取り組む姿勢や手法の問題が強く示唆されますが、ご見解と今後の対処をお教え下さい。
5. すでに何度も指摘されてきた現地 NGO・SOLIDARIEDADE/ムトゥア氏との契約は、
事業の不公正で不透明なあり方をますます強めていることが明らかになった以上、
早急に解消されるべきと考えます。ご見解と今後の対処をお教え下さい。

署名団体：

日本国際ボランティアセンター、アフリカ日本協議会、モザンビーク開発を考える市民の会、ATTAC Japan、No! to landgrab, Japan、ODA 改革ネットワーク

<註釈>

- i 冒頭の「ウェルカム」の挨拶、第一議題のファシリテートを、SOLIDARIEDADE のムトゥア氏が担当。
- ii 第三議題では、「マスタープラン見直しにおける「プロサバンナにノー」キャンペーンに参加する諸団体を含む関係者全員の「関与」の度合いの評価」とのタイトルが掲げられ、「見直しに参加している団体はどれか?」「プロサバンナにノー」団体の関与はどのような形でなされているのか?」などが詮索されています。
- iii 「MCSC 構成団体及び協力関係にある団体間での内輪の話し合いを目的とする MCSC 内部の自主的な活動であり、コミュニティ・コンサルテーションとは目的を異にしている」「MCSC は門戸を広く開放し、多くの団体の参加を得る

観点から広く声掛けをしている」。「コミュニティ・コンサルテーションの延期期間中にこうした機会を設けることについては、ご懸念のとおり誤解を生じ得るという観点から、JICA からモザンビーク農業省に対し本件のこのタイミングでの開催について延期を促しましたが、関係者からは上述のとおり MCSC の自主的な話し合いであり、延期は困難との反応があった。...内輪の会合とはいえ、このタイミングで広く参加を募ってこのような会議を開くことは私どもの考えと一にするものではありません。」

iv 移動費の他に、北部 3 週からの参加者日当・宿泊費、会場費、昼食・軽食費が支払われていたことが判明した。
v 式次第には、これら参加者とともに、招待者として JICA モザンビーク事務所の須藤勝義所長、横山浩士プロサバナ担当官の名前も併記されている。

7. 住民 11 名による JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立て

異議申立手続きの進捗状況

受付日	国名	案件名	現在の状況
2017年5月16日	モザンビーク	ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト	予備調査 2017年5月17日～
2015年9月7日	インド	ムンバイメトロ3号線建設事業	予備調査 2015年9月8日～10月6日
2015年5月25日	フィリピン	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業	予備調査 2015年5月26日～6月26日
2015年2月10日	インド	ムンバイメトロ3号線建設事業	予備調査 2015年2月11日～3月10日
2014年10月28日	ベトナム	ハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロンーチャンフンダオ間（2号線））	予備調査 2014年10月29日～12月4日
2014年6月6日	ミャンマー	ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業 ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業	予備調査 2014年6月7日～7月4日 調査期間 2014年7月5日～11月4日 調査報告書 2014年11月4日 事業担当部署からの意見書 2014年12月1日 当事者からの意見書 2014年12月3日

<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

（*紙幅の関係で、原文の注のいくつかは削除している。）

ⁱ Ildio Jose Miguel（農業省次官）、António Raúl Limbal（元農業省副大臣）、Jose Maria Morais 大使。

ⁱⁱ 同理事自身が、2016年11月26日の NGO 代表との面談でこれを認めています。

ⁱⁱⁱ 2016年11月24日、モザンビーク大使館からの電話。

^{iv} JICA の出席枠を削ってでもモザンビーク政府代表を座らせたいとの依頼（11月25日）を含む。

^v 「マスタープランの見直しおよび公聴会プロセスの不正に関する緊急声明」（2016年11月16日）

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf>

^{vi} 外務省国際協力局国別開発第三課西永知史課長、今福孝男課長、垂井俊治課長補佐、JICA アフリカ部乾英二部長、飯村学参与、農村開発部田和正裕次長、同部農業・農村開発第二グループ第四チーム天目石慎二郎課長。

^{vii} 詳細は、次の3カ国市民社会声明「3カ国市民社会によるプロサバナ事業に関する共同抗議声明・公開質問～政府文書の公開を受けて～」(2016年8月27日)。http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20160827statement_ja.pdf あるいは、第19回意見交換会配布資料(2016年12月7日)。<http://farmlandgrab.org/26804>

- viii 第 19 回意見交換会（2016 年 12 月 7 日）で確認されている。
- ix 同上意見交換会で、JICA により両者が同じものであることが確認された。
- x この人物が、Solidariedade の最高経営責任者であったことも判明した。
- xi JICA の関与を含む「市民社会対話メカニズム」結成に至る問題については、注 2 の声明の他、次の本年に出された声明を参照。「プロサバンナにノーキャンペーンは対話における不正を糾弾する」（2 月 19 日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20160219appeal.html「プロサバンナ事業『市民社会関与』に関する抗議声明」（3 月 18 日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20160318statement.html
「マスタープラン見直しおよび公聴会プロセスの不正に関する緊急声明」（11 月 16 日）
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf>
- xii 詳細は 11 月 16 日の声明を参照。会議録は次のサイトに掲載。
http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/doc_2.pdf
- xiii 総額約 671 万円が使われた。
- xiv 情報公開請求によって開示された『戦略書』は、次のサイトに掲載。
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161212-prosavana.pdf> 内容の一部を抜粋し日本語訳をつけたものが、注 2 の配布資料である。『戦略書』に関する三カ国市民社会による分析ペーパー（英語）が次のサイトに掲載されている。
<http://farmlandgrab.org/26449>
- xv 市民社会としても、ODA 事業の透明性の確保に寄与するため、これまで通り、すべてのやりとりの公開を原則とさせて頂いております。
- xvi JICA 文書、CV&A 社への TOR（p. 4）。
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/102.pdf
- xvii JICA 文書、『プロサバンナ：コミュニケーション戦略書』ポルトガル語
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/104.pdf
- xviii 同上書、34-35 ページ参照。
- xix JICA 文書、MAJOL 社との契約書
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/121.pdf
- xx JICA 文書、MAJOL 社のインセプション・レポート
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/123.pdf
- xxi JICA 文書、MAJOL 社への業務指示書
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/122.pdf
- xxii これらの JICA 文書は次のサイトに掲載。
<http://www.farmlandgrab.org/post/view/26158-prosavana-files>
- xxiii <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/data/20160219-prosavana-statement.pdf>
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/03/20160329-prosavana-partnership-with-wwf.html>
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/08/20160829-prosavana-ticadvi.html>
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf>
- xxiv JICA 文書、契約書（http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/130.pdf）、TOR
(http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/131.pdf)
- xxv 契約書の 2 ページ目。（http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/130.pdf）
- xxvi JICA 並びに農業食料安全保障省などの文書
http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/doc_2.pdf
- xxvii 上記文書の 1 ページ目末、参照。
- xxviii <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf>
<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/20161117-prosavana-japanese.pdf>
- xxix
<http://www.farmlandgrab.org/post/view/26687-nao-ao-prosavana-e-as-suas-auscultacoes-publicas-fraudulentas>
<http://www.farmlandgrab.org/post/view/26908-protesto-urgente-e-pedido-encaminhado-ao-presidente-da-jica-sr-shinichi-kitaoka-versao-portuguesa>
- xxx JICA 文書。
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/103.pdf